

補助金調書

補助金名	併用世帯ごみ収集事業補助金				担当課 (連絡先)	環境局循環型社会推進部 収集管理課 (TEL:092-711-4346)
交付先	団体	一般廃棄物収集運搬許可業者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業である事業系ごみの収集運搬を行っているのは、一般廃棄物収集運搬許可業者のみであるため。					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	43	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	家庭ごみと事業系ごみを分離して排出できず、すべて事業系ごみとして一般廃棄物収集運搬許可業者により収集されている世帯について、要件を満たす場合、「併用世帯」と認定している。 この世帯が家庭ごみ収集という行政サービスを受けることが出来ないことに対する公平性を確保するため、一般廃棄物収集運搬許可業者に支払うごみ処理手数料を減額させ、一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、その減額分の補てんとして補助金を交付するもの。					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 一般廃棄物収集運搬許可業者がごみ処理手数料を減額した額 (1世帯当たり月1,000円を乗じた額(1,000円に満たない場合はその額)が上限。)				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	13 件	13 件	13 件		
	12,876 千円	12,772 千円	13,883 千円	14,377 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	併用世帯延べ12,787世帯から排出される一般廃棄物の収集運搬について、12,772千円のごみ処理手数料を減額。					
補助金交付 による効果	家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯に対する公平性を確保している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。